

参加団体を募集

西宮の自然について語り合いませんか

市は、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めるために、市長が地域に出向き「明日の西宮」について皆さんと語り合う「まちかどと語り合う」を実施しています。

【募集数】2団体
【申込】所定の申込書を2月3日(必着)までに市民相談課(〒662-0856 西宮市西宮1-3-307)へ
【日時・会場】2月15日(日) 午前10時から男女共同参画センター ウェーブで、対話時間は1団体45分程度
【対象】5人程度の団体

年金受給者の皆さんへ

新たに所得税が源泉徴収されている人は、確定申告を

方法の変更や65歳以上の人を対象にした「老年者控除(所得税50万円、市県民税48万円)の廃止などの税制改正があり、平成17年分所得税および18年度課税の市県民税から適用されます。このため、16年分の年金所得が非課税であっても、17年分の年金所得から新たに所得税を源泉徴収されている人は、税務署への所得税の確定申告が必要です。この場合、市県民税の申告は不要です。

市営住宅の入居者募集

申込書の配布は2月1日から

市は、普通市営住宅・改良住宅・県公社住宅(市管理分)などの入居者を募集します。今回の募集は計40戸です。

【申込方法】申込案内書に添付している申込書で2月10日(消印有効)までに同公社入居管理課へ郵送を。申込は1世帯1通のみ(重複申込はすべて無効)入居者募集は年3回実施しています(次回は5月下旬の予定)

< 募集団地の概要 >

住宅の種類	団地名	戸数
普通市営住宅	西宮浜4丁目▷樋ノ口町2丁目▷一ヶ谷町▷神原▷大社町▷泉町▷東町1丁目▷今津久寿川町▷今津巽町▷小松北町1丁目▷高須町1丁目▷薬師町▷上ヶ原四番町・七番町・八番町▷東山台1丁目▷山口町▷江上町▷甲子園春風町▷南甲子園3丁目	計26戸 (うち、シルバー住宅2戸)
改良住宅等	森下町25・28号棟▷中須佐町7号棟▷津田町10号棟	計8戸
県公社住宅(市管理分)特別賃貸住宅	田近野町1・2号棟▷城ヶ堀町▷末広町▷分銅町	計6戸

上場株式等にかかる

配当所得・譲渡所得の確定申告について

上場株式等にかかる配当所得・譲渡所得については源泉徴収を選択している場合、原則として確定申告は不要となります(この場合は合計所得に含めません)。しかし、源泉徴収税額の還付を受ける場合など確定申告をすると、上場株式等

浄化槽を所有する皆さんへ

法定検査を受けましょう

浄化槽法の一部を改正する法律が、2月1日から施行されます。今回の改正により、所有者が浄化槽(単独処理浄化槽を含む)の法定検査設置後の検査と年1回の定期検査(市が指導・勧告・命令を行えるようになります。命令に従わない場合は罰則(30万円以下の過料)の適用もあり

私立幼稚園8園で

4歳児の入園申込を受け付けています

幼稚園名	所在地	電話番号
甲子園学院	熊野町5-18	67-7272
すずらん	甲風園2丁目4-15	65-1166
段上※	段上町8丁目9-13	51-3509
仁川	上甲東園2丁目4-43	51-0751
花園	上鳴尾町19-19	47-2214
東山※	東山台2丁目8-1	0797-61-3603
武庫川※	松並町9-4	67-3002
武庫川女子大学附属	池開町10-3	45-3537

就学通知書を送付

教育委員会は、4月に市立小・中学校に入学予定の幼児・児童の保護者に就学通知書を送付します。同通知書は、住民基本台帳・就学申請書をもとに作成されています。1月末までに届か

市立小・中学校の入学予定者に

私立小学校等へ入学する場合、「入学許可書」等を同グループへ持参か郵送を(市立小学校卒業後、私立中学校等へ入学する場合は小学校へ連絡を)住民登録の住所と現住所が異なる場合(市外の小・中学校に入学する市外在住者で、本市に住民登録をしている人も含みます)市内在住の外国籍の人で新たに市立小・中学校への入学を希望する場合

ご協力ありがとうございました

ハリケーン・カトリーナ義援金募金総額85万6913円に

市が昨年9月20日から12月28日まで募集していました「ハリケーン・カトリーナ義援金」の募金総額は、85万6913円になりました。皆さんからお寄せいただいた義援金は、ハリケーン・カトリーナ兵庫県義援金募集委員会を通じ、被災者の支援に役立てられます。問合せは防災対策課(0798・35・3547)へ。

善意の寄託

【平成17年11月分】(市あて)「青い鳥」福祉基金へ 西宮和菓子まつり実行委員会、村上靖子、村田泰造、西水波アルミ伍同好会、浜甲子園交通安全推進クラブ、心身道強虎、大正

広告



阪神米穀のお米

えっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

お米の呼び名の由来

米はなぜ米というのでしょうか?昔、稲の実は「こめ」よりも「よね」という呼び方が多く使われ、漢字は「米」を「よね」、「穀」を「こめ」と呼んでいました。「穀」は「籠(こ)めるもの」という意味から「こめ」と呼ばれるようになったのではないかと考えられています。平安中期になると「米」は「穀」にふくまれているなどの理由から「よね」から「こめ」に呼び方が変化しました。今はこめという食べる部分、白米の部分を呼ぶことが多いですが、この時代は全体をあらわしていたようです。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。